厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和７年 10 月 17 日
厚生労働省
健康・生活衛生局生活衛生課

厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和７年８月１日（金）から同年９月１日（月）まで御意見を募集したところ、１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	本省令案では、薬剤師法や労働安全衛生法に基づく登録手数料等をキャッシュレス法の納付対象として追加することが示されていますが、国民年金保険料やその追納分、ならびに国民健康保険料等の基幹的な社会保険料が対象外となっている点は、制度の実効性および国民の利便性の観点から重大な課題です。 日本年金機構では、国民年金保険料のクレジットカード納付制度（月払い・前納）が制度上整備されていますが、申請には紙の申込書を郵送または窓口提出する必要があり、マイナポータル等によるオンライン申請や即	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。

	時決済には対応していません。また、追納（過去の未納期間の納付）については、そもそもクレジットカード納付自体が認められておらず、現金または口座振替に限定されている状況です。 このように、制度上「キャッシュレス納付が可能」とされていても、実際の運用上は著しく制限されており、形式的な制度整備にとどまっています。実際、令和5年度時点での国民年金保険料におけるクレジットカード納付率は約7.7%にとどまり（※注1）、その利用率の低さは制度の実効性の欠如を物語っています。一方で、同年度の国民年金第1号被保険者の最終納付率は84.5%にとどまり（※注2）、依然として15%以上の未納者が存在しています。これは、利便性の高い納付手段が十分に提供されていないことの影響と考えられます。 また、国民健康保険については制度上、各自治体が徴収主体であるため、対応方針や納付手段がバラバラに分断されており、**一部自治体ではクレジットカード払いやスマホ決済に対応している一方、別の自治体では未対応、あるいは納付時に「取扱手数料」を徴収する事例も見られます。**これは納付手段における公平性を著しく欠く状況です。国がデジタル化・キャッシュレス化を標榜する以上、最低限、社会保険料の納付手段については全国統一的な対応とすべきです。 さらに、法人における社会保険料（健康保険・厚生年金保険）の事業主負担分についても、e-Govやマイナポータルといったオンライン行政プラットフォームを通じたキャッシュレス納付手段は整備されておらず、銀行引	

	落や紙納付書が依然として中心です。これは事務負担・ヒューマンエラーを助長するだけでなく、企業側の DX（業務デジタル化）にも逆行します。 本来、キャッシュレス法の目的は、利用頻度が高く政策効果が大きい分野から優先的にデジタル化・効率化を進めることにあります。今回のように、利用者が限られる資格登録手数料だけを対象とするのではなく、国民年金保険料・追納・国民健康保険料・法人負担の厚生年金・健康保険料といった「日常的かつ必須の納付項目」こそが真っ先に対象となるべきです。 ついては、今後の省令改正において、以下の点を盛り込むよう強く要望いたします： 国民年金保険料の追納分を含むクレジットカード・オンライン納付への対応 国民健康保険料の納付手段統一（自治体間格差の是正） マイナポータル・e-Gov を通じた社会保険料納付のデジタル一元化 納付時の取扱手数料の明確化および全国基準の整備 これらを通じて、単なる形式整備にとどまらず、国民目線・事業者目線に立った制度運用への転換を強く求めます。	

	※注１：厚生労働省「第 57 回年金制度の運営に関する評価に関する専門委員会資料」 （https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/uneihyogikai/57.files/57-08.pdf） ※注２：厚生労働省「令和４年度 国民年金保険料の納付率」 （https://www.mhlw.go.jp/content/12508000/001510023.pdf）	